2020年度

MOL グループ団体生命保険

年金払特約付こども特約付団体定期保険・無配当医療保障保険（団体型）

ご加入・ご継続のご案内

●各プランを自由に組み合わせてご加入いただけます。

●新規・変更・脱退の方のみ申込書をご提出ください。

申込書のご提出がない方は、「自動更新」です。

1 団体定期保険

2ページをご覧ください。

保障内容：病気や事故による死亡・所定の高度障害

- お手頃な保険料で配当金も魅力的です。
- 医師の診査は不要です。簡単な告知のみで加入手続きができます。

2 医療保障プラン

4ページをご覧ください。

保障内容：病気やケガによる入院・所定の手術

- １泊２日以上の短期入院から保障します。
- 手術の保障もあります。日帰り手術も保障します。
- 三大疾病一時金保障がオプションで選択できます。（三大疾病とはガン、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます）
- 定年退職後は、終身医療プランへ無診査・無告知で移行できます。

3 五大生活習慣病保障プラン（旧：生活習慣病プラン）

＝6ページをご覧ください。

保障内容：所定の生活習慣病＊での入院・所定の手術

＊所定の生活習慣病とは、ガン、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患をいいます。

- 所定の生活習慣病による１泊２日以上の入院を保障します。
- 所定の生活習慣病による所定の手術（日帰り手術を含む）も保障します。
- 治療が長引く生活習慣病入院だけでなく、退院後の通院も保障します。

2医療保障プラン、3五大生活習慣病保障プランは、
給付金のお支払いがあっても、保障を継続できるので安心して治療に専念できます。
※五大生活習慣病保障プランの疾病障害特約を除く。また、入院給付金等のお支払い日数には限度があります。

申込締切日３月６日（金）　保険期間：2020年６月１日～2021年５月31日

株式会社 商船三井
引受保険会社（事務幹事）である三井生命は
大樹生命に社名を変更しました。

お問い合わせは大樹生命コールセンター 0120-344-338
＜受付時間＞9:00～17:00（除く土・日・祝日・年末年始（12/31～1/3））

1 団体定期保険

年金払特約付こども特約付団体定期保険

万が一の時のために…
残されたご家族のために…

ご意向（ニーズ）確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さま全員（配偶者・こども含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

特徴 「死亡」・「所定の高度障害」を保障する保険です。

団体定期保険は「死亡」時だけではなく、事故や病気などで「所定の高度障害状態」になってしまった時にも保険金が支払われます。
治療等でまとまったお金が必要になった時のためにも、最低限の備えをしておきましょう。

Point.1 医師の診査は不要です。簡単な告知のみで加入手続きができます。

Point.2 1年ごとに保障額の見直しが可能です。

Point.3 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。

Point.4 お手頃な保険料で大きな保障が得られます。
保険料は一般生命保険料控除の対象となり、所得税•住民税が軽減されます。
（所得税法第 76 条、地方税法第 34 条・第 314 条の 2）

過去の配当金還元率実績

★配当金のお支払い対象者は、保険期間満了時（2021 年 5 月末）の（任意）加入者となります。

年　度	2016年度(H28)	2017年度(H29)	2018年度(H30)
配当金還元率	約 42.7%	約 42.3%	約 41.0%

※配当金還元率とは、お払い込みいただいた保険料のうち、配当金として還元した割合を指します。
※配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。
※ 2018 年度より保険料率の改定を行っています。保険金支払等が 2017 年度以前と同条件であった場合でも剰余金が減り、配当金還元率が低下します。

保障内容	お支払事由
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合にお支払いします。
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に以下に定める①～⑧の所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。 ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦ 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧ 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、9 ページ「保険金・給付金をお支払いできない場合について」をご覧ください。

加入資格

健康で正常に勤務されている商船三井・グループ会社の役員・従業員、および退職者（50 歳以上で契約者が認めた関連会社への転籍者）と、健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者・こどもで 2020 年 6 月 1 日現在、以下に該当する方。

本　人　満15歳以上65歳6か月以下（昭和29年12月2日～平成17年6月1日生まれ）の方。
配偶者　満16歳以上65歳6か月以下（昭和29年12月2日～平成16年6月1日生まれ）の方。
こども　2歳6か月超22歳6か月以下（平成9年12月2日～平成29年12月1日生まれ）の方。
※本人が扶養するこども（健康保険法に定める被扶養者に関する規定を準用します。）が対象です。
継続加入（本人・配偶者）　更新時70歳6か月以下（昭和24年12月2日以降生まれ）の方まで継続加入できます。ただし、保険金額は既加入保険金額以下となります。また、60歳6か月を超えての増額はできません。

保険金額と月払保険料（概算）

加入者区分	保険金額	性別	保険年齢 15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳
			生年月日 S59.12.2生～H17.6.1生	S54.12.2生～S59.12.1生	S49.12.2生～S54.12.1生	S44.12.2生～S49.12.1生	S39.12.2生～S44.12.1生	S34.12.2生～S39.12.1生	S29.12.2生～S34.12.1生	S24.12.2生～S29.12.1生
本人	100万円	男	95円	121円	164円	235円	342円	494円	756円	1,121円
		女	61円	102円	125円	177円	239円	303円	402円	542円
	300万円	男	285円	363円	492円	705円	1,026円	1,482円	2,268円	3,363円
		女	183円	306円	375円	531円	717円	909円	1,206円	1,626円
	600万円	男	570円	726円	984円	1,410円	2,052円	2,964円	4,536円	6,726円
		女	366円	612円	750円	1,062円	1,434円	1,818円	2,412円	3,252円
	800万円	男	760円	968円	1,312円	1,880円	2,736円	3,952円	6,048円	8,968円
		女	488円	816円	1,000円	1,416円	1,912円	2,424円	3,216円	4,336円
	1,000万円	男	950円	1,210円	1,640円	2,350円	3,420円	4,940円	7,560円	11,210円
		女	610円	1,020円	1,250円	1,770円	2,390円	3,030円	4,020円	5,420円
	1,500万円	男	1,425円	1,815円	2,460円	3,525円	5,130円	7,410円	11,340円	
		女	915円	1,530円	1,875円	2,655円	3,585円	4,545円	6,030円	
	2,000万円	男	1,900円	2,420円	3,280円	4,700円	6,840円	9,880円	15,120円	
		女	1,220円	2,040円	2,500円	3,540円	4,780円	6,060円	8,040円	
	2,500万円	男	2,375円	3,025円	4,100円	5,875円	8,550円	12,350円		
		女	1,525円	2,550円	3,125円	4,425円	5,975円	7,575円		
	3,000万円	男	2,850円	3,630円	4,920円	7,050円	10,260円	14,820円		
		女	1,830円	3,060円	3,750円	5,310円	7,170円	9,090円		
	4,000万円	男	3,800円	4,840円	6,560円	9,400円	13,680円	19,760円		
		女	2,440円	4,080円	5,000円	7,080円	9,560円	12,120円		
	5,000万円	男	4,750円	6,050円	8,200円	11,750円	17,100円	24,700円		
		女	3,050円	5,100円	6,250円	8,850円	11,950円	15,150円		
	6,000万円	男	5,700円	7,260円	9,840円	14,100円	20,520円	29,640円		
		女	3,660円	6,120円	7,500円	10,620円	14,340円	18,180円		

加入者区分	保険金額	性別	保険年齢 16歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳
			生年月日 S59.12.2生～H16.6.1生	S54.12.2生～S59.12.1生	S49.12.2生～S54.12.1生	S44.12.2生～S49.12.1生	S39.12.2生～S44.12.1生	S34.12.2生～S39.12.1生	S29.12.2生～S34.12.1生	S24.12.2生～S29.12.1生
配偶者	100万円	男	95円	121円	164円	235円	342円	494円	756円	1,121円
		女	61円	102円	125円	177円	239円	303円	402円	542円
	200万円	男	190円	242円	328円	470円	684円	988円	1,512円	2,242円
		女	122円	204円	250円	354円	478円	606円	804円	1,084円
	300万円	男	285円	363円	492円	705円	1,026円	1,482円	2,268円	3,363円
		女	183円	306円	375円	531円	717円	909円	1,206円	1,626円
	500万円	男	475円	605円	820円	1,175円	1,710円	2,470円	3,780円	5,605円
		女	305円	510円	625円	885円	1,195円	1,515円	2,010円	2,710円
	800万円	男	760円	968円	1,312円	1,880円	2,736円	3,952円		
		女	488円	816円	1,000円	1,416円	1,912円	2,424円		
	1,000万円	男	950円	1,210円	1,640円	2,350円	3,420円	4,940円		
		女	610円	1,020円	1,250円	1,770円	2,390円	3,030円		

こども	保険年齢	保険金額	
	3歳～22歳 H9.12.2 生～H29.12.1 生	100万円	1人につき70円
		200万円	1人につき140円
		400万円	1人につき280円

※記載の保険料は概算であり、正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。ただし、こどもの保険料は確定しています。
※本人は、61 歳から 65 歳までは 2,000 万円、66 歳以降は 1,000 万円が最高保険金額になります。配偶者は、61 歳以降は 500 万円が最高保険金額になります。61 歳以降継続して加入する場合は前述の保険金額に減額します。また、本人・配偶者とも 61 歳以降の保険金額の増額はできません。

② 医療保障プラン

無配当医療保障保険（団体型）

病気やケガでの
入院・手術の安心保障

ご意向（ニーズ）確認のお願い

この保険は、病気やケガによる所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容等（主に以下の内容）について申込者さま全員（配偶者・こども含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- □ 保障内容（目的とする給付事由が含まれていますか）
- □ 保険料（保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか）
- □ 保障額（給付金額は必要な金額となっていますか）
- □ 保険期間（目的とする期間の保障となっていますか）
- □ 配当金（配当金のない商品です。ニーズに合致していますか）

特徴　病気やケガでの入院・所定の手術を保障する保険です。

Point.1　1泊２日以上の短期入院から保障します。

Point.2　手術の保障もあります。日帰り手術も保障します。

Point.3　三大疾病一時金保障がオプションで選択できます。
（三大疾病とはガン、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます）

Point.4　定年退職後は、終身医療プランへ無診査・無告知で移行できます。
※詳しくは 12 ページの「（ご参考）定年退職時等の終身保障への移行について」をご覧ください。

基本プラン

保障内容	給付金名称	本　人		本人・配偶者・こども	
		10口	9口	6口	3口
病気やケガで入院（1泊2日からの入院1日につき）	入院給付金	10,000円	9,000円	6,000円	3,000円
病気やケガで所定の手術（手術の種類に応じて1回につき）	手術給付金	40・20・10万円	36・18・9万円	24・12・6万円	12・6・3万円

＋

三大疾病一時金保障プラン（Cプラン）

保障内容	給付金名称	本人・配偶者		
		3口	2口	1口
所定の三大疾病と診断され所定の状態となったとき〔ガン、急性心筋梗塞、脳卒中〕（一時金でお支払い）	三大疾病診断給付金	300万円	200万円	100万円

※お支払い内容の詳細については、10 ページ「保障内容」をご覧ください。
※給付金をお支払いできない場合があります。詳しくは、9 ページ「保険金・給付金をお支払いできない場合について」をご覧ください。

加入資格

健康で正常に勤務されている商船三井・グループ会社の役員・従業員、および退職者（50 歳以上で契約者が認めた関連会社への転籍者）と、健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者・こどもで 2020 年 6 月 1 日現在、以下に該当する方。

本　人　満15歳以上69歳6か月以下（昭和25年12月2日～平成17年6月1日生まれ）の方。
配偶者　満16歳以上69歳6か月以下（昭和25年12月2日～平成16年6月1日生まれ）の方。
※公的医療保険制度（健康保険）の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方が対象です。
こども　2歳6か月超22歳6か月以下（平成9年12月2日～平成29年12月1日生まれ）の方。
※本人が加入する公的医療保険制度（健康保険）の被扶養者で、かつ、同一戸籍の方が対象です。

月払保険料（概算）

保険年齢	生年月日	基本プラン 本人 10口（10,000円）	基本プラン 本人 9口（9,000円）	基本プラン 本人・配偶者 6口（6,000円）	基本プラン 本人・配偶者 3口（3,000円）	＋ 三大疾病一時金保障プラン（Cプラン） 本人・配偶者 3口（300万円）	2口（200万円）	1口（100万円）
15～19歳	H12.12.2生～H17.6.1生	1,480円	1,332円	888円	444円	120円	80円	40円
20～24歳	H7.12.2生～H12.12.1生	1,840円	1,656円	1,104円	552円	120円	80円	40円
25～29歳	H2.12.2生～H7.12.1生	2,100円	1,890円	1,260円	630円	240円	160円	80円
30～34歳	S60.12.2生～H2.12.1生	2,190円	1,971円	1,314円	657円	480円	320円	160円
35～39歳	S55.12.2生～S60.12.1生	2,160円	1,944円	1,296円	648円	840円	560円	280円
40～44歳	S50.12.2生～S55.12.1生	2,360円	2,124円	1,416円	708円	1,350円	900円	450円
45～49歳	S45.12.2生～S50.12.1生	2,680円	2,412円	1,608円	804円	2,130円	1,420円	710円
50～54歳	S40.12.2生～S45.12.1生	3,320円	2,988円	1,992円	996円	2,970円	1,980円	990円
55～59歳	S35.12.2生～S40.12.1生	4,140円	3,726円	2,484円	1,242円	4,530円	3,020円	1,510円
60～64歳	S30.12.2生～S35.12.1生	5,520円	4,968円	3,312円	1,656円	6,840円	4,560円	2,280円
65～69歳	S25.12.2生～S30.12.1生	7,730円	6,957円	4,638円	2,319円	9,780円	6,520円	3,260円

こども			
保険年齢	生年月日	6口（6,000円）	3口（3,000円）
3～22歳	H9.12.2生～H29.12.1生	936円	468円

※記載の保険料は、本人の被保険者数（配偶者・こどもは含みません）が350～499名の場合の概算月払保険料です。加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

日本のガンの現状

死因割合（男女合計）

死因割合のうち半数以上はガン、心疾患、脳血管疾患が占めます。

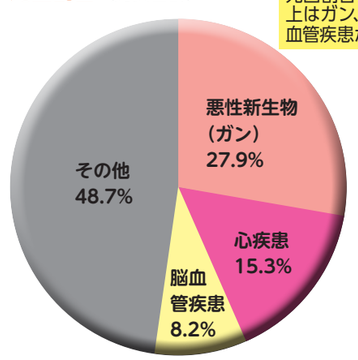

※「心疾患」は高血圧性を除く
出典：厚生労働省「平成 29 年人口動態統計（確定数）」

がんの罹患率（粗罹患率）の推移

がんの罹患率は増加傾向です。三大疾病一時金保障プランでの準備をおすすめします。

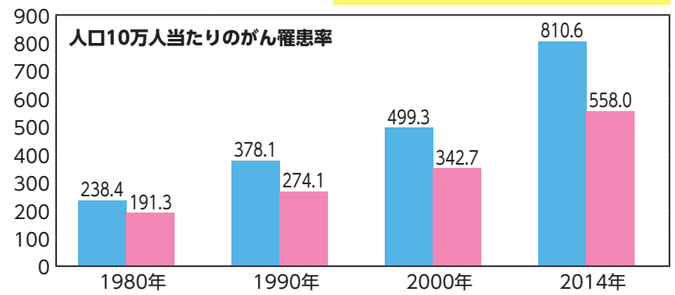

	1980年	1990年	2000年	2014年
男性	238.4	378.1	499.3	810.6
女性	191.3	274.1	342.7	558.0

出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

③ 五大生活習慣病保障プラン（旧：生活習慣病プラン）

無配当医療保障保険（団体型）

五大生活習慣病での入院・手術・通院をお手頃な保険料で保障

ご意向（ニーズ）確認のお願い

この保険は、所定の病気による所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容等（主に以下の内容）について申込者さま全員（配偶者含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- □ 保障内容（目的とする給付事由が含まれていますか）
- □ 保険料（保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか）
- □ 保障額（給付金額は必要な金額となっていますか）
- □ 保険期間（目的とする期間の保障となっていますか）
- □ 配当金（配当金のない商品です。ニーズに合致していますか）

特徴

医療費が心配な所定の生活習慣病（ガン、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）**に特化することで合理的な保険料を実現しました。医療保障プランの上乗せをお考えの方にお勧めです。**

- **Point.1** お手頃な保険料です。
- **Point.2** 所定の生活習慣病による1泊2日以上の入院を保障します。
- **Point.3** 長期入院保障を実現しました。（1回の入院につき 最大 1,004 日分*）
  ＊入院４日目までの支払限度日数４日分と入院５日目以降の支払限度日数 1,000 日分を合計した日数です。
- **Point.4** 所定の生活習慣病による所定の手術（日帰り手術を含む）も保障します。
- **Point.5** 治療が長引く生活習慣病入院だけでなく、退院後の通院も保障します。
- **Point.6** 疾病*により所定の障害が残った場合、疾病障害給付金をお支払いします。
  ＊生活習慣病以外の疾病も含みます。

保障内容	給付金名称	入院給付金日額		
		本　人		本人・配偶者
		10,000円	7,000円	5,000円
所定の生活習慣病で入院（1泊2日からの入院1日につき）	生活習慣病入院給付金	10,000円	7,000円	5,000円
所定の生活習慣病で所定の手術（手術の種類に応じて1回につき）	生活習慣病手術給付金	40・20・10万円	28・14・7万円	20・10・5万円
所定の生活習慣病で通院（5日以上入院した退院後の通院1日につき）	生活習慣病通院給付金	5,000円	5,000円	5,000円
疾病による所定の障害状態（大腸ガンで人工肛門設置、糖尿病で失明 永続的な人工透析　等）（一時金でお支払い）	疾病障害給付金	100万円	100万円	100万円

※お支払い内容の詳細については、10 ページ「保障内容」をご覧ください。
※給付金をお支払いできない場合があります。詳しくは、9 ページ「保険金・給付金をお支払いできない場合について」をご覧ください。

加入資格

健康で正常に勤務されている商船三井・グループ会社の役員・従業員、および退職者（50 歳以上で契約者が認めた関連会社への転籍者）と、健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者で 2020 年 6 月 1 日現在、以下に該当する方。

本　人　満15歳以上65歳6か月以下（昭和29年12月2日～平成17年6月1日生まれ）の方。
配偶者　満16歳以上65歳6か月以下（昭和29年12月2日～平成16年6月1日生まれ）の方。
※公的医療保険制度（健康保険）の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方が対象です。
継続加入（本人・配偶者）　更新時69歳6か月以下（昭和25年12月2日以降生まれ）の方まで継続加入できます。ただし、入院給付金日額は、既加入金額以下となります。また、65歳6か月を超えての増額はできません。

月払保険料（概算）

保険年齢	生年月日	入院給付金日額 本　人 10,000 円	入院給付金日額 本　人 7,000 円	入院給付金日額 本人・配偶者 5,000 円
15～19歳	H12.12.2生～H17.6.1生	295 円	214 円	160 円
20～24歳	H7.12.2生～H12.12.1生	290 円	209 円	155 円
25～29歳	H2.12.2生～H7.12.1生	300 円	219 円	165 円
30～34歳	S60.12.2生～H2.12.1生	385 円	283 円	215 円
35～39歳	S55.12.2生～S60.12.1生	515 円	380 円	290 円
40～44歳	S50.12.2生～S55.12.1生	765 円	567 円	435 円
45～49歳	S45.12.2生～S50.12.1生	1,185 円	885 円	685 円
50～54歳	S40.12.2生～S45.12.1生	1,815 円	1,356 円	1,050 円
55～59歳	S35.12.2生～S40.12.1生	2,670 円	1,998 円	1,550 円
60～64歳	S30.12.2生～S35.12.1生	4,385 円	3,305 円	2,585 円
65～69歳	S25.12.2生～S30.12.1生	6,955 円	5,269 円	4,145 円

※記載の保険料は、本人の被保険者数（配偶者は含みません）が 200 ～ 349 名の場合の概算月払保険料です。加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

保障内容（イメージ図）

（例）医療保障プランに日額 10,000 円（基本プラン 10 口）、五大生活習慣病保障プランに日額 10,000 円で加入した本人の場合

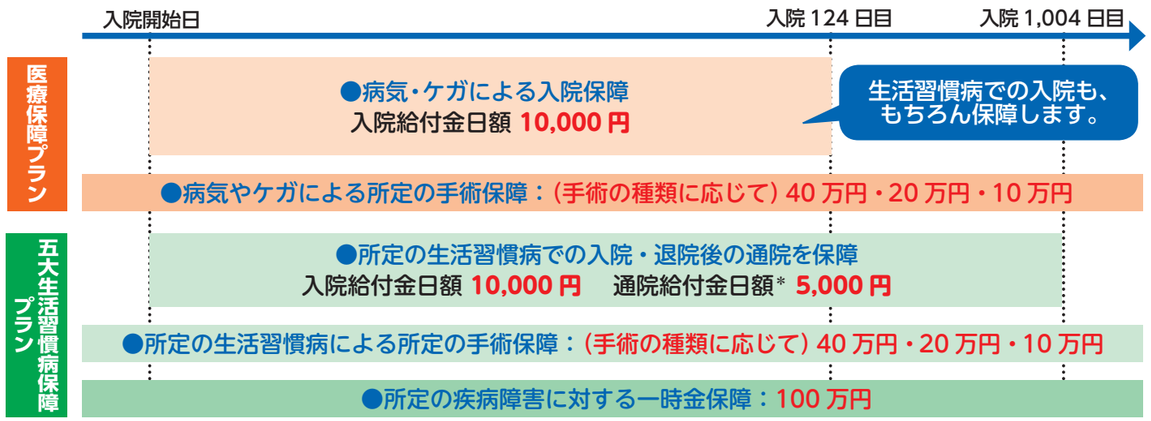

＊通院給付金は、生活習慣病入院給付金が支払われる継続 5 日以上の入院後に通院した場合、お支払いします。詳細は 10 ページ「保障内容」をご覧ください。

お取り扱い内容一覧

	団体定期保険 【年金払特約付こども特約付団体定期保険】	医療保障プラン 【無配当医療保障保険（団体型）】	五大生活習慣病保障プラン 【無配当医療保障保険（団体型）】
責任開始期（加入日）	2020 年 6 月 1 日		
保険期間	2020 年 6 月 1 日から 2021 年 5 月 31 日までの 1 年間。以後、1 年ごとに更新していきます。		
中途変更	＊保険期間途中での加入、保険金額・入院給付金日額・口数の変更、脱退はできません。 ＊ただし、12月1日中途加入のみお取扱いをいたします。		
配当金	1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金を支払います。 配当金はご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により、毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。	配当金はありません。	
保険料引去り	6 月支給給与から引き去り開始します。		
配偶者・こどもの加入	＊配偶者・こどものお申し込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。 ＊夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。 ＊こどもが加入する場合は、加入資格のあるこどもは全員加入してください。また、保険金額・口数は全員同一としてください。 ＊配偶者・こどもは本人の加入する保険金額・入院給付金日額・口数を超えることはできません。 ＊配偶者が医療保障プランのＣプランに加入する場合は、本人の当該プランへの加入が必要です。 ＊こどもは医療保障プランのＣプラン、および五大生活習慣病保障プランには加入できません。		
脱　退	＊退職（死亡・高度障害含む）された場合には、当制度から脱退となります。 ＊本人が脱退（死亡・高度障害含む）された場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。	＊退職（死亡含む）された場合には、当制度から脱退となります。 ＊本人が脱退（死亡含む）された場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。	
	＊脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。		
保険金・給付金の受取人	死亡保険金…申込書にて指定できます。 ＊指定無しの場合は被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合はその直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順に優先的に支払います。同順位の者が複数人いる場合はその人数で等分するものとします。 ＊遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。 高度障害保険金… 被保険者	各給付金の受取人は家族分も含めて本人（主契約の被保険者）となります。 ＊本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了知している（告知を受けている）ものとして本人に各給付金をお支払いします。 **【代理請求人について】**（医療保障プランの三大疾病一時金保障プランのみ指定可） 三大疾病診断給付特約（Ｃプラン）に加入している主契約の被保険者が三大疾病診断給付金の支払事由に該当した場合で、当該被保険者が三大疾病診断給付金を請求できない特別な事情があるときは、当該被保険者の同意を得て所定の範囲内であらかじめ指定した「代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。 ＊代理請求人として指定できるのは次のいずれかの方です。 ①被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の 3 親等内の親族 ＊指定された代理請求人がご請求時に上記①②の条件に該当しない場合、指定は無効となります。また、加入時に指定した代理請求人は変更することができます。 ＊申込書に代理請求人の指定がない場合には代理請求はできません。		
税法上のお取扱い	＊お払い込みいただいた保険料から配当金を控除した額は一般生命保険料控除の対象となります。 （所得税法第 76 条） ＊本人の死亡保険金は、保険金受取人が本人の法定相続人のとき、「500 万円×法定相続人数」まで非課税となります。 （相続税法第 3 条、同第 12 条） ＊被保険者が受け取る高度障害保険金は非課税となります。 （所得税法施行令第 30 条）	＊お払い込みいただいた保険料は全額が介護医療保険料控除の対象となります。（所得税法第 76 条） ＊本人（主契約の被保険者）が受け取る各給付金は非課税となります。 （所得税法施行令第 30 条）	
	＊ 2019 年 9 月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。		
引受保険会社 （カッコ内は引受割合）	大樹生命保険株式会社（40%）〔事務幹事〕 住友生命保険相互会社（40%） 日本生命保険相互会社（20%）	大樹生命保険株式会社（100%）	
	＊上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。 なお、引受保険会社および引受割合は 2019 年 10 月 1 日現在のものであり、今後変更することがあります。 ＊ 2019 年 4 月 1 日より、三井生命保険株式会社は大樹生命保険株式会社に社名を変更しました。		

保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には免責または解除等となり、保険金･給付金をお支払いできませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください。また増額された場合には、増額部分についても適用されます。

1. 解除等によりお支払いできない場合

- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき

2. 免責等によりお支払いできない場合

【団体定期保険】

①被保険者が加入（増額）から 1 年以内に自殺したとき
②保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
③被保険者が故意に高度障害状態となったとき
④戦争、その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります）
⑤高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

【医療保障プラン・五大生活習慣病保障プラン】

- （短期）入院給付金・手術給付金･･･①～⑨が該当
- 生活習慣病（短期）入院給付金・生活習慣病手術給付金・三大疾病診断給付金・生活習慣病通院給付金･･･⑨が該当
- 疾病障害給付金･･･①、⑦、⑨が該当

①保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
②被保険者の犯罪行為によるとき
③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
⑦被保険者の薬物依存によるとき
⑧地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて、給付金を全額または削減してお支払いすることがあります）
⑨入院・手術等の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、加入（増額）日から起算して2年を経過した後に開始した入院･手術については、加入（増額）日以後の原因によるものとして入院給付金・手術給付金をお支払いします。
（注）疾病障害給付金については、告知義務違反による解除に関する規定に定める告知義務違反がない場合には、経過年数にかかわらずお支払いの対象となります。

- その他詳細については約款に基づき運営されます。

生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。保険会社の業務または財産の状況の変化によりご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820　HP アドレス http://www.seihohogo.jp/）

個人情報の取扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、株式会社商船三井（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、株式会社商船三井が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連･付随する業務のために利用（注）し、また、株式会社商船三井および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、株式会社商船三井および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があり、あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

保障内容

●医療保障プラン

	給付金（特約名）	支払事由と金額	支払限度等
基本プラン	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。		
基本プラン	**短期入院給付金** （短期入院特約）	１泊２日以上の入院をしたとき 入院給付金日額×入院日数（４日分まで）	１入院につき４日分、 通算 60 日分
基本プラン	**入院給付金** （主契約）	継続して５日以上入院したとき 入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて４日）	１入院につき 120 日分、 通算 700 日分
基本プラン	**手術給付金** （手術給付特約）	所定の手術を受けたとき、手術１回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の 40 倍・20 倍または 10 倍	同時に２種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか１種類の手術を受けたものとみなします。
オプション 三大疾病一時金保障プラン（Cプラン）	**三大疾病診断給付金** （三大疾病診断給付特約）	責任開始期以後保険期間中に以下に該当した場合にお支払いします。 ①所定のガン㈜に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき ②所定の急性心筋梗塞を発病し、60 日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき （軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。） ③所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 三大疾病診断給付金はお支払いの条件に合致した都度お支払いします。 ただし、ガンを原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合で、当該給付金の支払いの原因となったガンおよび当該ガンから転移したと確認されたガン（原発巣（最初にガンが発生した場所）が同じであると保険会社が認めたガン）については、三大疾病診断給付金を支払いません。 また、急性心筋梗塞または脳卒中を原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合には、当該給付金の支払いの原因となった急性心筋梗塞または脳卒中（これらと医学上重要な関係があると保険会社が認めた疾病を含みます。）については三大疾病診断給付金を支払いません	㈜以下のガンは対象となりません。 ⑴責任開始の日からその日を含めて 90 日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 ⑵上皮内ガン ⑶皮膚ガン（皮膚の悪性黒色腫を除く）

●五大生活習慣病保障プラン

給付金（特約名）	支払事由と金額	支払限度等
責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病（ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患）を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。		
生活習慣病短期入院給付金 （生活習慣病短期入院特約）	１泊２日以上の入院をしたとき 生活習慣病入院給付金日額×入院日数（４日分まで）	１入院につき４日分、 通算 60 日分
生活習慣病入院給付金 （主契約） （生活習慣病入院のみ担保特約） （生活習慣病長期入院特約（Ⅳ型））	継続して５日以上入院したとき 生活習慣病入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて４日）	１入院につき 1,000 日分、 通算 1,095 日分
生活習慣病手術給付金 （生活習慣病手術給付特約）	所定の手術を受けたとき、手術１回につき 手術の種類に応じて生活習慣病入院給付金日額の 40 倍・20 倍または 10 倍	同時に２種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか１種類の手術を受けたものとみなします。

給付金（特約名）	支払事由と金額
生活習慣病通院給付金 （生活習慣病通院特約）	生活習慣病入院給付金の支払われる継続５日以上の入院後に退院し、退院日の翌日以降 120 日以内の期間にその入院の直接の原因となった生活習慣病の治療を目的として通院した場合（往診を含みます。）、「生活習慣病通院給付金日額×通院日数」をお支払いします。１回の入院につき 30 日分、通算して 700 日分までが支払限度です。同一の日にお支払い対象となる通院を２回以上したときは、１回の通院とみなしてお支払いします。
疾病障害給付金 （疾病障害特約）	責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として保険期間中に、次のいずれかの状態に該当したとき ㈠以下に記載の疾病障害状態の(a)～(k)までのいずれかに該当し、その疾病障害状態がその該当した日から起算して 180 日以上継続したと医師によって診断されたとき ㈡以下に記載の疾病障害状態のうち(l)～(p)までのいずれかに該当したとき **＜対象となる疾病障害状態＞** (a)両眼の視力に著しい障害を有するもの(b)両耳の聴力に著しい障害を有するもの(c)平衡機能に著しい障害を有するもの(d)1上肢の機能に著しい障害を有するもの(e)1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの(f)両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの(g)1下肢の機能に著しい障害を有するもの(h)両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの(i)四肢の機能に障害を有するもの(j)体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの(k)次の疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの（呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、高血圧、骨盤内臓器の障害） (l)両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの(m)1上肢のすべての指を欠くもの(n)両下肢のすべての指を欠くもの(o)1下肢を足関節以上で欠くもの(p)永続的な人工透析療法を受けたもの また、疾病障害給付金をお支払いした場合、その被保険者についての特約は消滅します。

※配偶者（医療保障プランの基本プラン・Ｃプラン、五大生活習慣病保障プラン）とこども（医療保障プランの基本プランのみ）については、家族特約（配偶者用・こども用）による給付金になります。
※給付金をお支払いできない場合があります。詳細は９ページ「保険金・給付金をお支払いできない場合について」をご覧ください。
※各種給付金（主契約部分を除く）の支払対象となる疾病および各種手術給付金の支払対象となる手術の種類・給付倍率については、大樹生命ホームページ https://www.taiju-life.co.jp/for_corporations/guidebook/ を参照願います。
※各給付金の支払限度日数については、契約が更新された場合にも更新前の支払日数（１入院、通算とも）が引き継がれます。

●医療保障プラン／五大生活習慣病保障プラン

用語の定義	**【入院】生活習慣病入院給付金については、＜ ＞部分を「所定の生活習慣病」と読み替えます。** 入院は、次のすべての条件を満たすことを要します。 ●その被保険者についての責任開始期以後に発生した＜不慮の事故による傷害または発病した疾病＞を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること ㈜被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した＜不慮の事故による傷害または発病した疾病＞を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して２年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなします。 ●＜傷害または疾病＞の治療を目的とする入院であること 医師（保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む）による治療（柔道整復師による施術を含む）が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、所定の「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 ㈜治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」には該当しません。 **【病院または診療所】** 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）およびこれと同等と保険会社が認めた日本国外にある医療施設とします。 **【通院】** 通院とは、医師による治療が必要であるため、所定の「病院または診療所」において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。
（生活習慣病）入院給付金に関する補足	**生活習慣病入院給付金については、＜ ＞部分を「所定の生活習慣病」と読み替えます。** ●２回以上入院された場合 被保険者が（生活習慣病）入院給付金のお支払い事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった＜不慮の事故による傷害または疾病＞が、同一か医学上重要な関係があると保険会社が認めたときは、１回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●転入院または再入院した場合 （生活習慣病）入院給付金のお支払いについて、被保険者が転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、保険会社がこれを認めたときは、継続した１回の入院とみなします。 ●入院中に保険期間が満了した場合 被保険者が（生活習慣病）入院給付金のお支払い事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を更新しない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。 ●入院した原因が複数である場合 被保険者が（生活習慣病）入院給付金のお支払い事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった＜不慮の事故による傷害または疾病＞により、継続して入院したものとみなします。（入院給付金：①②、生活習慣病入院給付金：③④⑤が該当） ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき ③その入院開始の直接の原因となった生活習慣病と異なる生活習慣病を併発していたときもしくは併発したとき ④生活習慣病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に生活習慣病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその生活習慣病の治療を終了した日までの入院については、生活習慣病を直接の原因とする入院として取り扱います。 ⑤生活習慣病による入院中に併発した生活習慣病以外の疾病によって入院日数が延長されたときには、保険会社がその生活習慣病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、生活習慣病による入院とみなします。
医療保障保険契約内容登録制度	**「医療保障保険契約内容登録制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について** 無配当医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型）（以下「医療保障保険」といいます。）にご契約いただいた場合、引受保険会社（大樹生命保険株式会社）は、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、下記のとおり、引受保険会社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。 **「医療保障保険契約内容登録制度」について　あなたのご契約内容が登録されます。** ●引受保険会社は、（一社）生命保険協会および（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。 ●医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、引受保険会社は、（一社）生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。 ●（一社）生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、（一社）生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。 ●各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。 ●引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険会社［大樹生命保険株式会社］が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、引受保険会社の担当者にお問い合わせください。 **【登録事項】**⑴被保険者の氏名、生年月日および性別 ⑵保険契約の種類 ⑶治療給付率 ⑷入院給付金日額 ⑸保険契約者名 ⑹ 契約日　　その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。 ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

MOLグループ団体生命保険専用 Web サイトをご参照ください！

MOLグループ団体生命保険の情報を掲載しました専用Webサイトがございます。

＊商船三井グループ各社の皆さまにつきましては、下記のいずれかにアクセスのうえ、企業コード「shousen」にてログインできます。

インターネットよりアクセスの方

MOLグループ団体生命保険のURL
https://www.273139.com/feps/id00002/

企業コードshousenで
ログイン

MIPよりアクセスの方

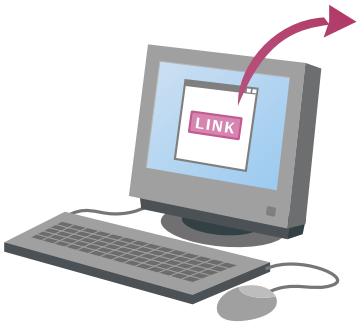

※MIP「福利厚生」内
➡「保険・施設・持株会関連」
➡「保険関連」

【保険金・給付金のご請求、ご加入内容に関するお問い合わせ】

大樹生命コールセンター　0120-344-338

＜受付時間＞9:00～17:00（除く土・日・祝日・年末年始（12/31～1/3））

＊お問い合わせの際には、団体名「商船三井」をお申し出ください。
＊ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。
＊手術給付金に関しましては「正式な手術名」を事前にご確認のうえ、お問い合わせください。

※当制度は株式会社商船三井が生命保険会社と締結する団体定期保険、ならびに無配当医療保障保険（団体型）契約に基づいて運営されます。当パンフレットは重要と思われる事項を抜粋しておりますが、記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

団体定期保険の年金払特約について

受取人の申し出があった場合、死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を年金としてお支払いします。
＊年金受取人は、保険金等の受取人とし、年金支払開始後の受取人の変更はできません。
＊年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、残存支払期間の未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
＊年金の受取方法は、10年確定年金定額型です。年金の支払いは年1回です。
＊年金の取扱いは、最低年金額24万円以上または年金基金設定額200万円以上となります。
＊年金基金設定後、給付に関する変更を取り扱う場合は、年金支払開始日前に限ります。
＊年金支払期間中に将来の年金に代えて残存支払期間中の年金を一括で受け取ることもできます。
＊年金の支払開始日は年金基金設定日の翌年の応当日となります。
＊年金額は、加入時に定まるものではなく、年金基金設定時の各引受保険会社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）により定まります。

（ご参考）定年退職時等の終身保障への移行について

定年退職等（＊）による制度脱退時に、保険期間が終身の医療保険へ、無診査・無告知で移行することができます。
※医療保障プランに２年超、継続加入されている等所定の条件があります。詳細は大樹生命コールセンターまでお問い合わせください。
※移行後の商品および取扱内容は移行時に決まります。
※移行後の商品は、大樹生命の個人保険商品です。

医療保障プラン
（無配当医療保障保険（団体型））

【移 行】
無診査
無告知

終身医療プラン
〈保険期間は終身です〉

▲定年退職等

＊定年退職等とは、定年退職、会社都合による退職、継続年齢満了による制度脱退を指します。

大樹 -KB-2019-806